

一般廃棄物収集運搬業における 新規許可の問題点

～過剰供給の増幅(新規許可)がもたらす弊害～

1

一般社団法人 大阪市一般廃棄物適正処理協会

平成24年5月7日

いわゆる市場競争原理の導入根拠

ミクロ経済学では、市場競争が十分に機能すれば、結果的に経済的資源の配分が最適化されると主張される。

市場において消費者と生産者はともに、自己の目的（効用の最大化と利潤の最大化）のために行動すれば、価格メカニズムによって、資本、労働、土地等の経済的資源が無駄なく利用されるのである。

このようなシステムを前提とすれば、そこから導出される政策的含意は、市場の機能に対する外的圧力の排除であり、個別産業政策における政府の役割に関していえば、規制緩和ないし規制の撤廃である。（山内 弘隆 一橋大学大学院商学研究科 教授）



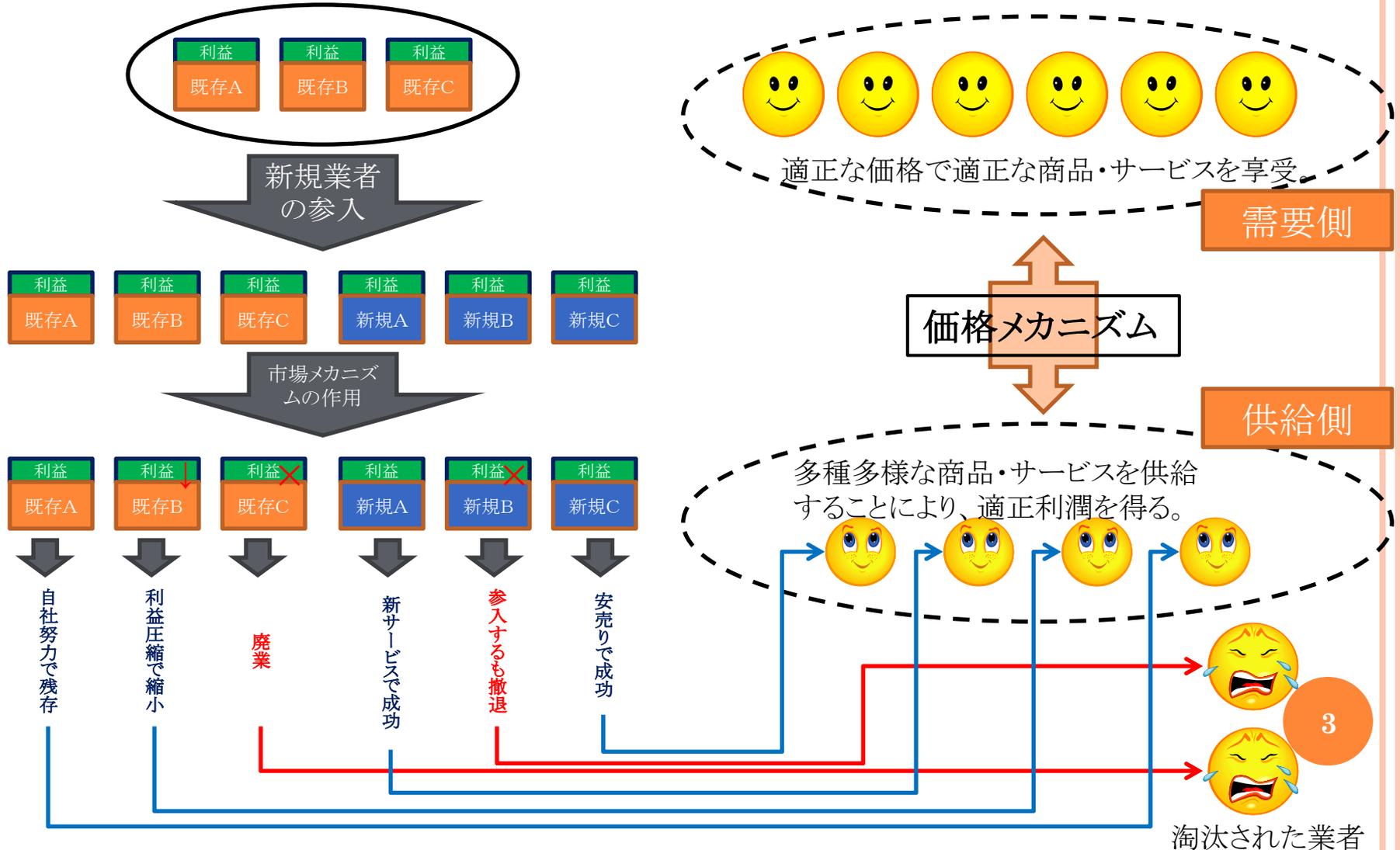
成功例

医薬品のカテゴリーの見直し

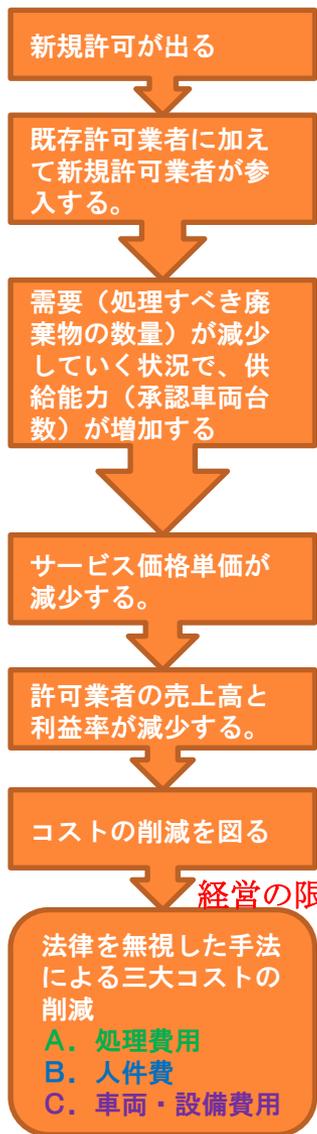
今までリポビタミンDなどのドリンク剤は薬局・薬店でしか販売ができなかったが、1999年の薬事法改正により医薬部外品となり、コンビニなどでも販売が可能になった。この結果、その市場規模は1700億円(98年度)から約2000億円(99年度)に拡大したと推定される。

いわゆる市場メカニズムが有効に機能しているケース

- 双方(供給者と需要者)の利益が実現する。



需要低減が前提とされる特殊な市場 (一般廃棄物収集運搬サービス市場)



A. 処理費用
・焼却施設への持ち込み量を減らす。

A. 「処理費用」の補足は次のスライドへ
「不法投棄対策の現状と課題」
岩手大学人文社会科学部
笹尾俊明純教授を参照。

B. 人件費 → 労働条件の改悪
① 過重労働の強制
・安全作業の不徹底
・労働争議による業務への悪影響
② 賃金カット
・作業員の意欲の低下
③ 福利厚生条件の悪化
・社会保険の非付保化

C. 車両・設備費用
・任意保険の非付保化
・未整備車両の使用
・路上駐車等による車両保管

・不法投棄が発生する。
・環境破壊とその後始末が必要となる。
・原状回復のために、適正処理と比べより多くの費用がかかり、しかも本来必要でないはずの市税が投入される。

・サービスレベルの低下
・事故の誘発
・ワーキングプアの拡大

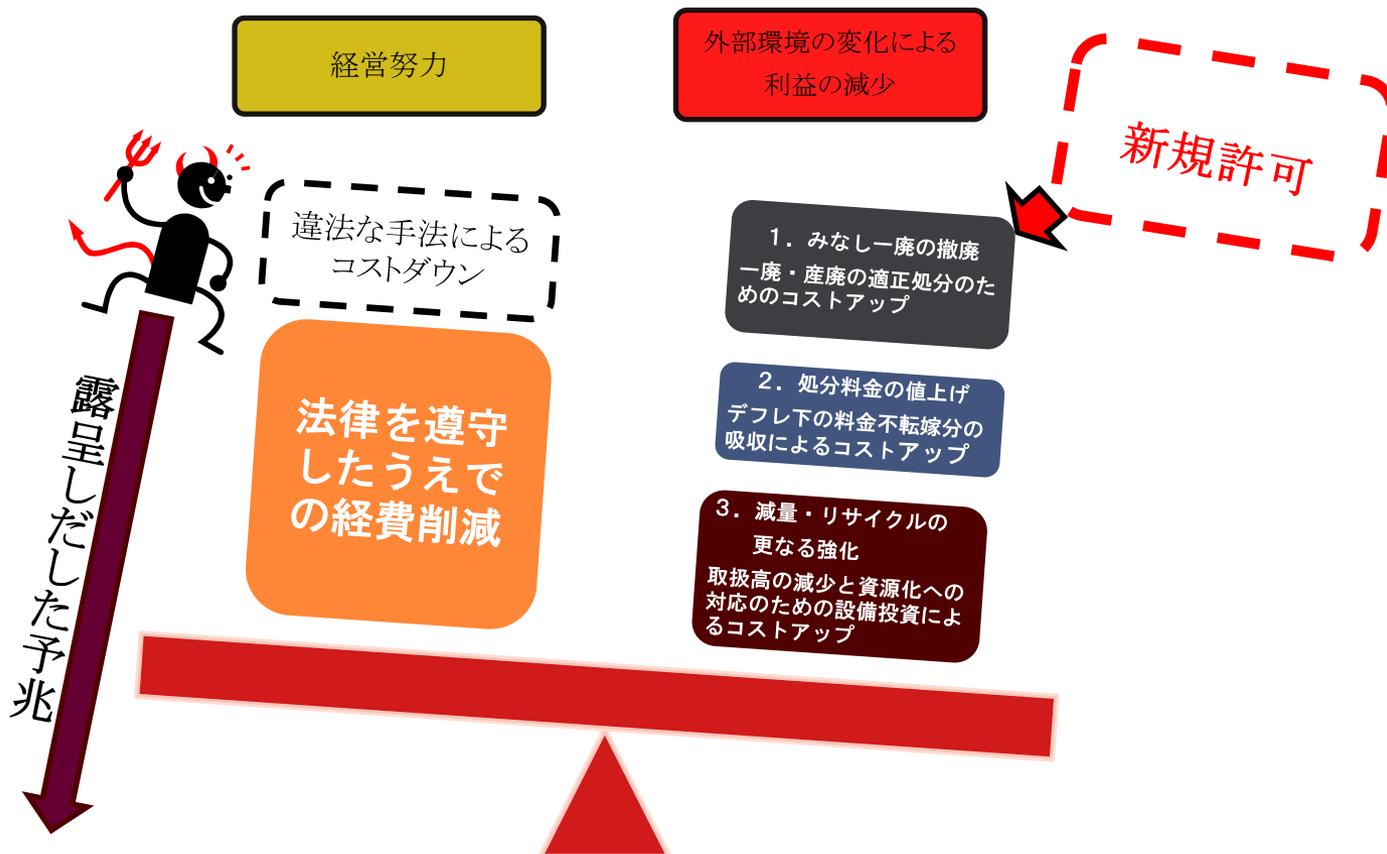
・車両トラブルによる業務の継続性への悪影響
・重大事故が発生し、甚大な被害をもたらす。

「セーブされたサービス費用」に見合わない「サービスレベルの低下」と「社会的・経済的損失」が引き起こされる

「不法投棄の現状と課題」より

前略 ここで、購入した財が自らの手元に残る通常の財（グッズ）と異なり、自らの手元から離れていく廃棄物（バズ）が故の問題が発生する（細田1999）。すなわち、排出事業者と処理業者の間での「情報の非対称性」（情報格差）である。特に不法投棄との関係で問題になるのは、処理業者が廃棄物の処理方法やその履歴についてよく知っている一方で、排出事業者は自らが排出した廃棄物のそれらについてよく知らないという情報の非対称性である。排出事業者は自らが排出した不要物である廃棄物への関心は低いので、それをできる限り安い費用で処理してくれる処理業者を求める。あるいは、処理料金を支払うこと自体を避け、排出事業者自身が不法投棄する場合も多い²。一方で、処理業者は自らの利潤を最大にするために、受け取った処理料金の中からできる限り安い費用で処理しようとする。その結果発生するのが処理業者による不法投棄である。こうした状況が放置されれば結果的に、適正処理を行うために相対的に高い処理料金を徴収する健全な業者は淘汰され、不当に安価で処理を引き受ける悪質業者が生き残ることになりかねない。

大阪市の許可業者の「経営の限界」を知らせる予兆 許可業者を取り巻く経営環境の変化



- ・過重労働により安全作業への注意が損なわれ、一般人を巻き込む重大事故が発生した。
- ・業務効率をあげるために、交通法規を無視した行為が頻発している。(逆走・信号無視・スピード違反・ステップ乗車・歩道走行・過積載)
- ・労働条件の悪化に伴い労使間の紛争が激化している。
- ・一部の事業者に社会保険の不適正加入の状況が現れてきている



まとめ①

- 既存許可業者が排出事業者と個々に締結している収集運搬契約の単価は、公務員が同業務を行った場合の原価を上回らない単価を上限として市条例に規定されているが、実勢の契約単価は条例単価から大幅に割り引かれた水準(数十%引)となっており、三百数十社の間で既に価格競争のシステムは十分有効に機能している。
- サービスレベルについても環境保全上大きな支障をきたしたような実例はなく、全体として公共サービスとしての安定性・継続性・安全性を保ったうえで業務が遂行されている。

まとめ②

- しかし従来とは異なり、現在は種々の経営環境の変化がでてきているため、事業者の多くは公共サービスを安定的・継続的・安全に提供するために必要な最低減の利益水準の確保が難しく、「経営の限界」が近付いてきている。
- こういう状況の中で、「新規許可」を開放し、供給能力を過剰にし、過当な競争状態をもたらすことは、一時的なサービス価格の低下というメリットをもたらすかもしれないが、長期的な視点から見れば、マーケットから優良な事業者が淘汰され、悪質な業者が残ることによる社会的・経済的な損失は甚大であり、取り返しがつかないことが十分に予想されるので、「新規許可」は開放すべきではない。